

法人設立手続の簡素化・迅速化について

平成27年 1月16日
国税庁

○ 法人設立後に税務署に提出する主な届出書

【法人税】

- 法人設立届出書（法法148①、法規63）

【消費税】

- 消費税の新設法人に該当する旨の届出書（消法57②、消規26⑤）
 - ※ 法人設立届出書に「新設法人に該当する」旨の記載がある場合は提出不要

【源泉所得税】

- 給与支払事務所等の開設・移転・廃止届出書（所法230、所規99）

(参考) 平成26年10月 1日 東京圏国家戦略特別区域会議東京都提出資料より (抜粋)

- 法人設置に係る諸手続の申請窓口を東京都心部に一元化
- 行政官公署の電子申請化、手続短縮化、書類の英語対応による期間の短縮
- 金融庁が検討しているワンストップ施策との連携

